

会員通知 第 87 号

平成 18 年 12 月 22 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う「業務規程」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」の一部改正を行い、平成 19 年 1 月 1 日から施行しますので、ご通知いたします。

今回の改正は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行により、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日が休日になることから、当該日を本所の休日とするものです。

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(休業日及び半休日)</p> <p>第3条 本所は、次に掲げる第1号から第7号までの日を休業日とし、第8号及び第9号の日を半休日とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、<u>その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。</p>	<p>(休業日及び半休日)</p> <p>第3条 本所は、次に掲げる第1号から第7号までの日を休業日とし、第8号及び第9号の日を半休日とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、<u>その翌日</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>